

求められる福祉のまちづくり モデル地区のバリアどう推進

議員 社会の高齢化が急速に進行する中、バリアフリーの一層の促進が重要な課題となっている。

健康福祉部長 本市では



視覚障害者の誘導体験

そこで、公共施設のバリアフリー化への取り組みについて伺いたい。

健康福祉部長 この対象地区整備計画を策定してあり、バリアフリー化を推進するために、市役所福祉会館、総合公園など多くの公共施設が集まる、約一平方キロメートルを対象区域に、平成十三年度から平成十八年度までの前期と平成十九年度以降の後期の二段階に分けて整備を進めている。

議員 バリアフリー化についての具体的な整備状況

を伺いたい。

健康福祉部長 福祉のまちづくりモデル地区整備計画を策定してあり、バリアフリー化を推進するために、市役所福祉会館、総合公園など多くの公共施設が集まる、約一平方キロメートルを対象区域に、平成十三年度から平成十八年度までの前期と平成十九年度以降の後期の二段階に分けて整備を進めている。

議員 第二期介護保険事業計画の改定作業が進められていると思うが、現在の特別養護老人ホーム

の入所待機者数について伺いたい。

健康福祉部長 本市の入所待機者数は約五七〇人、政令指定都市を除いた県内では、約八〇〇〇人となっている。

議員 この整備計画の今後の達成見通しを伺いたい。

健康福祉部長 対象区域内の国、県の公共施設をはじめ民間施設にも、定期的な働きかけを行い、庁内関係各課で組織する「平塚市福祉のまちづくりモデル地区整備計画推進委員会」で検討し、計画に沿った整備を進める考えである。

議員 県の「福祉の街づくり条例」等の対象範囲とならない小規模建築物等は、バリアフリー対応が前進しない現状にある。

議員 福祉情報のPRや新たなバリアフリー店舗表彰制度の創設などの支援策が考えられないか伺いたい。

健康福祉部長 福祉情報のPRは、障害者の方が実際に日常生活に必要な施設を調査して、その内容を紹介した「障害者力イドマップ」等の例もある。今後検討していきたい。また、新たな表彰制度の創設については、現在、商業振興策の一環で「優良小売店舗等のコンクール」を実施しており、今後は、バリアフリーへの対応も審査項目に加えていく考えである。

議員 平成十五年四月に障害者福祉制度が「措置制度」から「支援費制度」へ大きく変わる。そこで、現在のサービス利用人数と障害のレベルについて伺いたい。

健康福祉部長 現行の措置制度でのサービス利用人数は、重複利用もあるが延べ約七〇〇人である。障害のレベルは施設サービス関係では、身体障害者の方は重度がほとんどで、知的障害者については、更生施設では重度、授産施設では軽度の方が多い。また、居宅サービス関係では、身体障害者は重度、知的障害者はホームヘルプサービスなどでは重度、グループホーム入居者は軽度の方の利用が多い状況である。

議員 支援費制度に変わる周知はどのように行っているのか。

健康福祉部長 広報ひらつかや市のホームページで周知している。また、障害者団体や福祉施設、養護学校、盲学校、ろう学校での説明会や、障害者手帳を所持している方全員に通知とパンフレットの発送を予定している。

介護保険

増える特養ホームの待機者

入所判断基準を尋ねる

議員 第二期介護保険事業計画の改定作業が進められていると思うが、現在の特別養護老人ホーム

の入所待機者数について伺いたい。

健康福祉部長 本市の入所待機者数は約五七〇人、政令指定都市を除いた県内では、約八〇〇〇人となっている。

議員 介護保険運営協議会で、市内の特別養護老人ホームへ入所申し込み中の被保険者に対してのアンケート調査が紹介された。このアンケートの調査目的のひとつに、待機者の実態を把握し、真

の必要者数を推計する」とあるが、真に入所が必要者とはどのような方と考えているのか。

健康福祉部長 真の入所必要者とは、自宅での介護が重度化、長期化したり、家族の状況などさまざまな事情で自宅での介護が限界となった場合など、在宅での生活を継続することが困難な方々と考えている。

議員 アンケート調査だけでは生活実態を知り、入所順位を決めることはできないと思うが見解を伺いたい。

健康福祉部長 施設入所の決定は、措置から利用制度に移行したことにより、行政が行うのではなく、各施設が設置する入所判定委員会で行っている。待機者が増加する中で、国では介護保険施設の運営基準の省令を改

定していき考えている。

増加するドメスティック・バイオレンス被害

相談体制の充実を

議員 通称ドメスティック・バイオレンス(DV)

法が施行されたが、本市が把握しているDV被害の状況を聞きたい。

市民部長 平成十三年度のDV相談は四二件あった。内容は暴力被害、帰宅困難、子供虐待などであり、一時的に保護してほしいというものもある。相談件数は増えているのが実態である。

議員 相談窓口の機能を高めるためには、職員の研修体制の強化が必要であると考えるが、研修内容を伺いたい。

市民部長 研修としては、DV相談や支援については、庁内関係各課で連携して、調整会議を実施している。なお、一時保護を必要とするケースでは、県の配偶者暴

力相談支援センターと連携し支援を行っている。

議員 プライバシー保護という面で、相談する場所の環境に課題があるのではないか。

市民部長 相談業務は、暫定的に四か所の窓口で実施している。実際の相談は、市役所内の「保険福祉総合相談窓口」と福祉会館内の「相談室」に集中しており、区切られた部屋もある。プライバシーの保護には、現状の環境の中で、できる限り配慮していききたい。

議員 現在、複数の課で相談業務を行っているが、相談後の支援について伺いたい。

市民部長 DV相談や支援については、庁内関係各課で連携して、調整会議を実施している。なお、一時保護を必要とするケースでは、県の配偶者暴

力相談支援センターと連携し支援を行っている。



議員 介護保険運営協議会で、市内の特別養護老人ホームへ入所申し込み中の被保険者に対してのアンケート調査が紹介された。このアンケートの調査目的のひとつに、待機者の実態を把握し、真の必要者数を推計する」とあるが、真に入所が必要者とはどのような方と考えているのか。

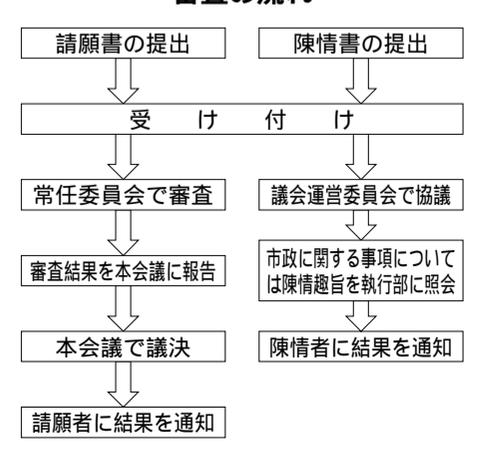
健康福祉部長 真の入所必要者とは、自宅での介護が重度化、長期化したり、家族の状況などさまざまな事情で自宅での介護が限界となった場合など、在宅での生活を継続することが困難な方々と考えている。

議員 アンケート調査だけでは生活実態を知り、入所順位を決めることはできないと思うが見解を伺いたい。

請願・陳情のてびき

市民が市政について、意見や要望がある時はだれでも議会に請願や陳情を提出することができます。請願には議員の紹介が必要ですが、陳情には必要ありません。請願および陳情書の提出に当たっては、日付、住所、氏名(団体名・役職名)、押印およびあて先(平塚市議会議長)の記載が必要です。請願の提出締切りは、各定例会とも本会議第2日目の午後5時までとなっています。一方、陳情は各定例会でおおむね3回開催される議会運営委員会の2日前(土・日曜日、祝日を除く)までとなっています。なお、提出された請願・陳情はすべて全議員にその写しを配付しています。

審査の流れ



つかや市のホームページで周知している。また、障害者団体や福祉施設、養護学校、盲学校、ろう学校での説明会や、障害者手帳を所持している方全員に通知とパンフレットの発送を予定している。

議員 「平塚市障害者福祉計画」の見直しの状況について伺いたい。

健康福祉部長 この計画は、上位計画である国の障害者プラン「ノーマライゼーション」七か年戦略が平成十四年度で終了し、また、県の第二次障害福祉長期行動計画も平成十五年度で計画期間が満了するので、これらとの整合を図り、施設整備や数値目標なども視野にいれ、平成十五年度中には改定をしていく考えである。